

守口市税務窓口業務等委託 公募型プロポーザル 募集要領

1 募集の趣旨・目的

守口市役所課税課における窓口対応、各種課税資料の整理及びデータ入力並びに各種証明書の作成、引き渡し等に関する業務(以下「本業務」という。)を民間事業者へ委託することにより、民間事業者のノウハウを活用し、効率的な業務運営を図ることで市民サービスの更なる向上に資することを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

守口市税務窓口業務等委託

(2) 業務内容

別紙「守口市税務窓口業務等委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

【通年】窓口業務及び課税資料作成業務については、

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【当初課税】課税資料作成業務については、

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

上記に付随する一切の業務については、令和9年1月1日から令和14年3月31日まで

契約締結日から事業実施までの期間は準備期間とし、準備期間内に要する経費はすべて受託事業者において負担するものとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第2条第4号に基づく長期継続契約

(4) 上限額

金 556,745,200円（税込） 5年

【内訳】	令和8年度	23,436,600円
	令和9年度	107,974,900円
	令和10年度	109,794,300円
	令和11年度	111,668,700円
	令和12年度	113,599,200円
	令和13年度	90,271,500円

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 本業務の企画提案書提出時において、令和8年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されている

こと。

- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第17号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) プライバシーマーク又はISO27001（ISMS）の認証を取得していること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

ア 参加手続に関する事及び課税課の業務等に関する事

<問い合わせ先> 課税課 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

電話:06-6992-1456 Mail: shuzei@city.moriguchi.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間 公募開始日 ～ 令和8年8月6日（木）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで）

イ 配布場所 課税課（守口市役所2階南フロア）

ウ その他 守口市ホームページからもダウンロード可

(3) 提出期限、提出場所、提出書類及び提出方法

ア 提出期間 公募開始日 ～ 令和8年8月6日（木）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市総務部課税課（守口市役所2階南フロア）

ウ 提出書類 以下の書類（①～④）を提出すること。

	書類内容	提出部数等
①	守口市税務窓口業務等委託公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書 (様式1)	紙原本1部 (クリップ留)
②	会社概要 (様式2) 【添付書類】 ・事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類 (パンフレットも可) ・プライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証取得を証する書類の写し (有効期限内のもの [写し可]) ・商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、発行日から3か月以内のもの [写し可])	

	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市ホームページで公表している入札参加資格者名簿のうち、提案者の業者番号、商号又は名称および所在地が記載された部分を印刷したもの ・国税及び地方税を滞納していないことが確認できる証明 	
③	市区町村における課税業務受託実績（様式 12-1 ～ 12-8）	
④	見積書及び見積内訳（様式自由）	

エ 提出方法 持参または郵送（書留郵送に限る。期限までに必着）

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限、提出場所、提出書類及び提出方法

ア 提出期間 令和8年 8月 10日（月） ～ 令和8年 8月 14日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで）
※提出期限後に到着した企画提案書等は無効とする。

イ 提出場所 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市総務部課税課（守口市役所2階南フロア）

ウ 提出書類 以下の書類（①～⑦）を審査提出書類届（様式4）とあわせて提出すること。

	書類内容	提出部数等
①	【企画提案書】 スケジュール（様式5）	原本1部 （クリップ留） 及び 写し6部 （ホッチキス留）
②	【企画提案書】 偽装請負対策（様式6）	
③	【企画提案書】 業務実施体制（様式7-1、7-2、7-3）	
④	【企画提案書】 業務遂行（様式8）	
⑤	【企画提案書】 雇用・研修（様式9）	
⑥	【企画提案書】 個人情報の管理体制（様式10）	
⑦	【企画提案書】 追加提案（様式11）	

エ 提出方法 持参または郵送（書留郵送に限る。期限までに必着）

(2) 提出された企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。

イ 採用された企画提案書に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。

ウ 提出のあった企画提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。

オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(3) 留意事項

ア 企画提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出期限内における企画提案書等の差替え、再提出は可能とする。

ウ 提出の際は、添付書類も含めて、目次、通し番号及びインデックスを付し、A4サイズのファ

イルに綴って提出すること。

エ プロポーザル参加申込書の提出後に、企画提案書を提出しないこととなった場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

6 質疑・回答

質疑の受付は、質問内容ごとに下記のとおり実施する。

(1) 受付期間 （※いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで）

公募開始日 ～ 令和8年 7月 24日（金） 午後5時30分必着

(2) 質疑方法 電子メールにより、4（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等 様式は指定（様式3）とする。次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「守口市税務窓口業務等委託公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答期限

令和8年 7月 31日（金）

(5) 回答方法 質問への回答は守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

7 選定スケジュール（予定）

日 付	内 容
令和8年7月10日（金）	公告 公募型プロポーザル募集要領の配布
令和8年7月10日（金）	質問受付開始
令和8年7月24日（金）	公告終了 質問受付終了
令和8年7月31日（金）	質問回答期限
令和8年8月6日（木）	参加表明書提出期限
令和8年8月7日（金）	審査案内通知発送
令和8年8月14日（金）	企画提案書の提出期限
令和8年8月中下旬	事業者プレゼンテーション、ヒアリング及び審査
令和8年8月下旬	審査結果通知
令和8年9月上旬	選定業者と打ち合わせ及び契約

8 評価方法等

(1) 評価基準

評価対象	評価項目		配点
参加者	プライバシーマークまたは ISO27001/ISMS の取得の有無		10
	地方自治体における受託実績	市区町村における課税業務受託実績	40
提案価格	見積金額		45
実績等・費用に係る配点小計			満点 95 点
企画提案	スケジュール	委託開始までの引継ぎ等の計画	15
	偽装請負対策	遵守すべき法令等のリスクマネジメント	15
	業務実施体制	必要な人員体制、配置	15
		繁忙期における対応	15
		欠員等が生じた場合の対応	15
	業務遂行	業務責任者・業務従事者の役割分担と育成方法	15
		統一かつ正確な市民サービスの確保	10
		業務責任者・業務従事者と受託業者との連絡体制	10
		委託業務開始後の改善に向けた取組み	10
		業務マニュアル作成の考え方	10
	雇用・研修	苦情、トラブル等が生じた場合の対応、解決策、連絡体制	10
		業務知識、システム運用の習熟、向上に向けた研修の実施	10
		制度の習熟に対する研修の実施	10
	個人情報の管理	接遇、個人情報保護に対する研修の実施	10
	個人情報の管理	個人情報の管理体制	15
追加提案	その他、業務委託の実施にあたっての提案内容	20	
企画提案に係る配点小計			満点 205 点
合計			満点 300 点

(2) 評価方法

(1) の評価基準に基づいて評価する。

(3) 候補者の選定方法

- ア 候補者の選定は、「守口市税務窓口業務等委託事業者公募型プロポーザル選定委員会」が行う。
- イ 提出された参加表明書が「3 参加資格」および「4 参加手続」に必要な要件を満たすか参加資格審査を行う。資格を満たした事業者に対してプレゼンテーションおよびヒアリングの日時・場所について案内通知を送付する。
- ウ 審査については、参加表明にて提出された書類および、「5 企画提案書の提出」で提出された企画提案書について、プレゼンテーションおよびヒアリングにより実施する。
- エ 失格者を除いた者のうち、提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリングの総合点が最も高

い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

オ 最高点の者が複数いた場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

カ エ、オに関わらず、全委員の総点数の平均点数が 180 点未満の場合は、候補者として選定しない。

キ なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(5) 結果の通知

令和 8 年 8 月下旬頃に、プレゼンテーションおよびヒアリングを行った全ての参加者に対して結果を通知する。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 参加資格を満たさないことが判明した場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

エ 価格提案書の金額が 2 (4) の上限額を超える場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク プレゼンテーションに出席しなかったとき。(ただし、交通機関の事故等、参加者の責によらない理由により欠席した場合を除く。)

9 選定結果の公表

選定結果通知日翌営業日以降に、下記公表事項について守口市ホームページで公表する。

【公表事項】

ア 候補者名

イ 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額

ウ 委員の氏名等

エ 会議録 (要点筆記)

10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 委託料については、本市が受託者からの完了状況等の報告に基づき、必要な検査を受け当該検査に合格した場合において受託者からの請求後 30 日以内に支払う (毎月払)。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届

を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1.1 その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 書類提出期限後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。また、プレゼンテーションおよびヒアリングにおける機材その他は、原則として、提案者が準備するものとする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。